

年末の 交通事故防止運動

12月11日 ▶ 12月20日



スローガン

～夕暮れに 歩行者を照らす 照time～

～飲酒運転は絶対に しない・させない・許さない・そして見逃さない～

運動の重点

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 歩行者の安全の確保
- 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- 4 二輪車の交通事故防止

南区安全・安心まちづくり推進協議会

冬の交通安全

人も車も自転車も

“ながらスマホ”はやめましょう!

重大な事故につながることも!

全ての席でシートベルトを着用!

こどもには体に合ったチャイルドシートを!



ドライバーのみなさん!

日没が早い冬は、点灯も早めに!

歩行者等を早く発見できるようにヘッドライトを日没30分前から点灯し、速度を落としましょう。



「こどもの飛び出し」や「道路の右側から横断してくる歩行者」に注意しましょう。



歩行者のみなさん!

夜は、反射材やLEDライトを活用して、自分の存在を自立たせましょう



道路を横断するときは、できるだけ信号機のある横断歩道を利用する。

信号機のない道路を渡るときは、横断前に必ず「右・左・右」を確認。

通り過ぎた車のすぐ後ろから渡ったり、駐車車両のすぐ前や後ろから渡るのはやめましょう。

“安全確認”を忘れずに!



自転車に乗るみなさん!

無灯火は危険! ライトは早めに点灯を!

自転車の側面にも反射材を!

明るい場所の近くの暗い場所を通る時は、見落とされやすいので注意しましょう。



守りましょう! 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

万が一の事故に備えて、自転車保険等に加入しましょう!

令和8年4月1日から、自転車等にも青切符(交通反則通告制度)が導入されます。今まで以上にルールを守って安全に!

クルマも! 自転車も!

携帯電話等を使用して歩行し、交通事故を起こすなどすると、携帯電話使用等(交通の危険)

1年以下の懲役または30万円以下の罰金

飲酒運転は厳罰!

走行中、携帯電話等を手で持って通話した人(画像を注視すると、携帯電話使用等(保持))

6か月以下の懲役または10万円以下の罰金

「飲酒した人に車両を貸す」等の行為をした人も厳罰です。